

株式会社マネーフォワード 定款

2012年 5月 18日 登記  
2012年 10月 27日 改正  
2012年 11月 30日 改正  
2012年 12月 14日 改正  
2013年 3月 8日 改正  
2013年 10月 19日 改正  
2014年 2月 4日 改正  
2014年 12月 12日 改正  
2015年 2月 25日 改正  
2015年 9月 3日 改正  
2016年 2月 26日 改正  
2016年 9月 15日 改正  
2017年 2月 28日 改正  
2017年 4月 4日 改正  
2017年 6月 23日 改正  
2017年 6月 24日 改正  
2019年 2月 24日 改正  
2020年 2月 20日 改正  
2020年 12月 1日 改正  
2021年 2月 26日 改正  
2022年 2月 21日 改正  
2023年 2月 22日 改正  
2024年 2月 28日 改正  
2025年 2月 25日 改正

## 第1章 総則

### (商号)

第1条 当会社は、株式会社マネーフォワードと称し、英文では Money Forward, Inc. と表示する。

### (目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) インターネット、携帯情報端末のウェブサイトの企画、制作及び運営並びにそれらの受託
- (2) インターネットを利用した各種情報提供サービス、ポイントサービス、データ、データ分析に関する企画、設計、作成、開発、構築、販売、運営及びそれらの受託
- (3) インターネット、携帯情報端末等を活用した広告及び通信販売に関する企画、立案、作成及び運営並びにそれらの受託
- (4) IT システムの構築及び運用並びにそれらの受託
- (5) コンピュータ、その周辺機器・関連機器及びそのソフトウェア・ハードウェアの研究、企画、設計、開発、販売、レンタル、リース及び保守並びにそれらの受託
- (6) 書籍、雑誌その他の印刷物及び電子出版物の企画、制作及び販売
- (7) 映像、音声コンテンツの企画、制作及び販売
- (8) 講演会、シンポジウム、セミナー等の企画、立案及び運営並びにそれらの受託
- (9) 経営、人事、販売促進、経理、給与、労務、総務等のコンサルティング業務及び事務代行業務
- (10) ビジネスプロセスアウトソーシング及びビジネスプロセスサポート
- (11) 有料職業紹介事業及び労働者派遣事業並びに人材の職業適性能力開発のための研修、指導及び教育事業
- (12) 求人及び求職情報提供サービスの企画、運営及び管理
- (13) 国内外の有価証券、外国為替、ファンド、不動産、デリバティブ取引、商品先物取引及び匿名組合等への投資、運用及び管理
- (14) 金銭の貸付、金銭の貸借の媒介、債務の保証及び引き受け、各種債権の売買並びにその他の金融業
- (15) 信用調査及び市場調査に関する業務
- (16) 第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資運用業、投資助言・代理業及び金融商品仲介業
- (17) 確定拠出年金運営管理業並びに確定拠出年金の導入支援、企画、コンサルティング及びサポート業務
- (18) 銀行代理業
- (19) 電子決済等代行業
- (20) 前払式支払手段の発行業務及び資金移動業
- (21) 損害保険の代理業並びに生命保険及び少額短期保険の募集
- (22) 収納代行業、集金代行業及び支払代行業

- (23) 発電事業及び電気、蒸気その他エネルギーの供給に関する事業並びに電力小売り事業
- (24) 不動産の所有、売買、賃貸借及び管理並びにそれらの仲介及び斡旋
- (25) 旅行業及び旅行業者代理業
- (26) ファイナンシャルプランニング業務並びにその仲介及び斡旋
- (27) 住宅ローン、相続に関する助言及びコンサルティング並びにそれらの仲介及び斡旋
- (28) 銀行、貸金、証券、保険分野における金融サービス仲介業
- (29) 銀行業、協同組織金融業、貸金業、金融商品取引業、商品先物取引業、保険業、信託業等の金融業全般における上記各種金融機関の代理、媒介、仲介、募集及び取次に関する業務
- (30) 割賦販売業、ローン提携販売業及び信用購入あっせん業並びにクレジットカード取扱業
- (31) 電気通信事業
- (32) 福利厚生に関するサービス業務
- (33) 前各号に関するコンサルティング業務
- (34) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(機関の設置)

第5条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、89,956,000 株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第 10 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる当会社の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

(株式等の割当てを受ける権利等の決定)

第 11 条 当会社は、当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む）及び新株予約権を引き受けた者の募集をする場合において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及び引受けの申込みの期日は取締役会の決議によって定める。

(株主名簿管理人)

第 12 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 13 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第 14 条 当会社は、毎年 11 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができます。

### 第3章 株主総会

#### (招集)

第15条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

2. 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができます。

#### (招集権者及び議長)

第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

#### (議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権行使することができます。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

#### (決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### (議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

#### (電子提供措置等)

第20条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

## 第4章 取締役及び取締役会

### (取締役の員数)

第21条 当会社の取締役は12名以内とする。

### (取締役の選任)

第22条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

### (取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

### (代表取締役及び役付取締役)

第24条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

### (取締役会の招集権者及び議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

### (取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

### (取締役会の決議の方法)

第27条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

### (取締役会の決議の省略)

第28条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第 29 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第 30 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 31 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 32 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失のない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失のない場合は、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。

## 第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第 33 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。

(監査役の選任)

第 34 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 35 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 36 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 37 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 38 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 39 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第 40 条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第 41 条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 42 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失のない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失のない場合は、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。

## 第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 43 条 当会社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 44 条 当会社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 45 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 46 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第 47 条 当会社の事業年度は毎年 12 月 1 日より翌年 11 月 30 日までとする。

(期末配当金)

第 48 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 11 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

(中間配当金)

第 49 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 5 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第 50 条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。